



全國道路取締の状況に就て (前)

都督生

道路整美と交通保全の良風を馴致せる島根

前號に於ては、表日本に於ける、交通取締状況を自九一頁至一〇四頁及び一三五頁の下段に記載してあるが、本號に於ては、裏日本に於て、現在最も好成績を示して居る島根縣警察部の施設状況を記述して諸方の参考に資せんとするのである。

數年以前迄の同縣下に於ける大中小の通路は全く田舎式丸出しおの道路にして、不潔且つ不整理甚敷交通も亦頗る不規律極まるものなりしは、當時の記録及び寫真等に依り之を察知することが出来るのである。然るに大正八年八月、山口警察部長着任するや、直ちに其の刷新改善を企劃し、背反する者に對しては拾圓未満の罰則を以てし専ら之が宣傳を爲さし

今 同縣警察部施設の概要を見るに

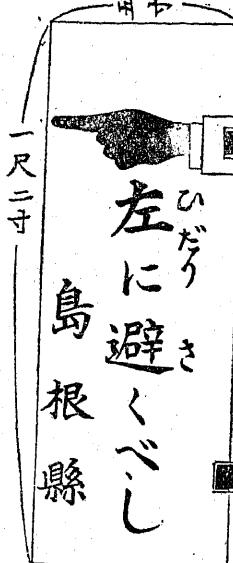
め、又部下を督勵すると共に自らも鋭意之れが勵行を唱導したる結果、茲に縣下一般の覺醒を促し、道路整美と交通保全の良風を馴致し、今や裏日本に於ける模範を以て稱されるに至つたのである。

一 一般民衆に對し左側通行の注意を喚起せしむる爲め、道路の街角其他樞要の場所には縣下一定に第一號様式雛形の制札を建て、尙諸車行逢ふ時、左側避讓の觀念を養成せしむる目的を以て、營業自動車運轉手臺前面硝子戸の右側に第二號様式の標札を掲ぐる條件にて、其營業を免許し之を實行せしめ

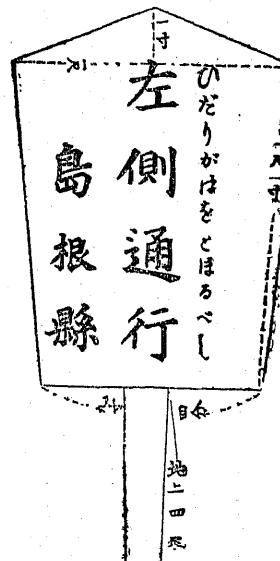
ことを求め、且つ縣民集會の機會には必ず之れが宣傳に努め、一面之に伴々警察取締を勵行せり。

三 大正八年十月縣令街路取締規則中第二十八號「牛馬諸車は街路の中央を通行すべし」とありしを「街路は左側を通行すべし」と改正し、第二十八條の二に「歩道車道の區別ある街路に於ては其の區別に従ひ通行すべし」との一條を加へ又は科料拾圓未満の罰則を付せり。

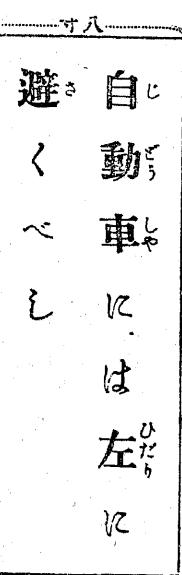
四 自動車營業路線には少くとも十五町毎に第一號様式の制札を又同停留所には第三號様式の標札を建設せり。



第二號 樣 式



第一號 樣 式



第三號 樣 式

二

島司郡長市町村長及縣下各中等小學校各官公署銀行會社等の首長に對し、其の生徒兒童職員社員等に取締の趣旨を宣傳し、率先して之が實行を爲し、延て其の家庭及一般民衆に道路公德を守らむ

全國道路取締の状況に就て

が其の疆界線を踏ゑて路上を覆ひ、道路宛然隧道の如き觀を呈し晝尚ほ暗くして陰鬱なるもの多く、或は街路に面せし商店其他家屋の軒、若は廣告看板等甚しく道路上に突出し、爲めに街路の上空は「アーチ」状を爲し道路の有効幅員をして、甚しく狹溢ならしめ、或は街路上に荷車を放置し、荷解、荷造り等を擅にし、或は沿道の下水不潔なるもの、甚だ多きを認めたるを以て、別紙の如く縣下各警察官署に指示すると共に普く縣民に對し「道路取締の必要と之が方針」なる印刷物宣傳及び講演會を催して、民衆の自覺を促し、以て路上に突出したる竹木軒檻等の剪除並に路上の私擅行爲の制止及下水の改造浚渫を斷行せしめ。

六 警察官吏の交通取締方法に就ては、縣下市街地の各署に、各二名の交通取締専務巡查を置き、左腕に綠地に白線二條を入れたる腕章を附せしめ、之が取締に從事せしめたり。

右の施設に對し同縣下の或二三者は非議して曰く

「國民が道路の中央を通行するも左側を通行するも或は右側を通行するも勝手である重量なり車幅

入して、其の非を自覺せしめ、之を善導すると共に、一面警察の根本義を教へ、併せて其の取締を断行する所以を知悉せしむるの必要ありと認むるのである。

元來交通機關たる道路を通行するは臣民の自由なるべきである、然るに法が其の自由を制限する所以は他にあらず、交通保全の維持に在るのである。

換言すれば、各個人をして交通に危惧不安の念なからしめ、何人とも平等安全に通行し得らるゝ様に保護するにある。即ち交通保全維持の手段としては、本縣に於ても内務省の示せる標準に基き、既に明治四十二年九月縣令第四十一號を以て街路取締規則を制定公布されてあるのである。

此取締規則には

一 道路に面したる建築物の制限

二 道路上に於ける種々なる行爲の制限

三 道路衛生

以上が詳細に規定してある。若し此の規則に違背したる場合は三十日未満の拘留又は貳拾圓未満の科

料に處する旨を明示してある。

今回の問題たる道路取締は即ち此の規則の厲行であつて、決して新なる取締方針を樹て、妄りに縣民の自由を制限する譯ではないのである。

今此の取締規則の内容に就て一班を紹介すれば

一 街路の觀念

街路(道路法施行前)と稱するは、公衆の通行すべき道路、橋梁及び之に沿ふた溝渠下水を謂ふと、本規則第一條に定義したる如く、本則に於て取締る所の街路は、道路橋梁の外道路に沿ふた溝渠及び水の全部を包含するのである。

然るに、溝渠の上に架せる溝蓋は、自分で設けたと云ふ觀念よりして、其の蓋の上は、私有のもの、如くに考へ、商品を陳列し或は物置場にし或は上ヶ椽を設け自由に使用して居るものがある。

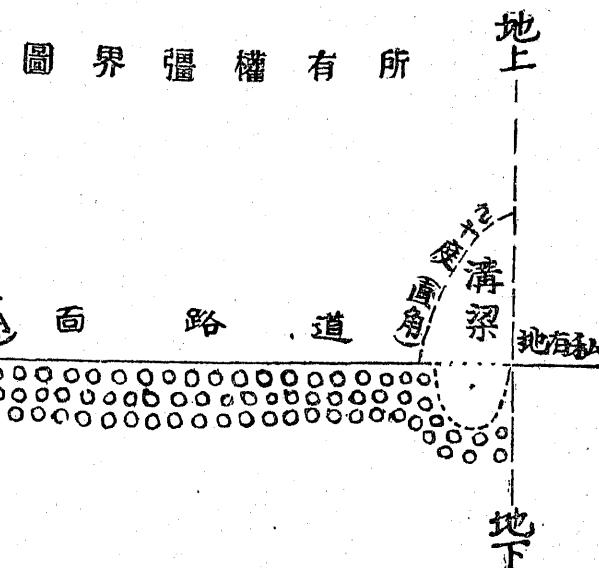
元來土地の所有權は、其の土地の上下に及ぶと言地下に限及分界せらるゝものである。

即ち道路なる官有地と、道路に面せる私有地との疆界線は、溝渠の外端である。其れゆゑ溝渠の上は

なり自分の都合好き様にする何ぞ束縛の要あらん」と之れに對する山口警察部長がなせる道路取締の必要と之が方針なる講演筆記を見るに概要左の如し。

道路整美と交通取締の勵行に對し、縣下の二三者が兎角の非難をする者があるとの事を聞いたのであるが、併かし國權行使の責務ある官吏が、苟くも法規に準據し、其の職權を行使するに於て、國家公共的

精神の弛緩したる者、公德心の缺乏したる者又は自己本位的にして社會色盲疾にかゝれる輩の暴評殊に筋道の立たぬ批難攻撃に對しては、何等意に介するの必要を認めない、又之が爲め其の方針を曲げる様な事では、定見無き官吏と謂ふべく、國家公共の爲め何事をも爲し得ざる偷安漢で所謂祿盜人である。官吏は其の職權を尊重し、其の所見を斷行するに於て始めて公共の安寧秩序を保持し、臣民の幸福を増進することが出来るのである。從つて官廳の威信を保持し得るのである。要するに一身一家の利害にのみ血眼になつて、社會共同生存の要件たる公共心の缺乏したる者なることを自ら表白する者に對しては尙更國家は其の職權を以て、國家公共觀念を注



無論官有地であつて、其の上を勝手に使用して物品を置き或は荷造り荷解き其の他の作業を爲すことは出来ぬ譯である。若し道路に沿ふたる場所に居住する人に此の觀念が有つたならば、不平どころか、自己が妄りに官有地を侵して居る非違を自覺愧死すべき譯である。

然るを官廳が、取締を爲すに當り、之を大目に見逃して吳れ等と望むは、自己の非違を遂行せんとする不逞の輩にして、而かも公然取締が嚴重に過ぐるとか或は他の事に寄せて種々の難癖を捏造し、又は非違を權利らしく主張するは、所有物の自他を混同したるものにして、其の心事や實に長大息せざるを得ないのである。

併しながら、本取締規則には、此の所有権に関する觀念の例外として第二條に

イ、釣看板は地盤を距る一丈以上は二尺以内

ロ、軒檐は地盤を距る九尺以上は二尺、六尺以上は一尺以内

ハ、日除は支柱を用ひず地盤を距る七尺以上に限り二尺五寸以内

二、提燈は地盤を距る六尺以上に限り一尺以内として之を許可して居る、然るに之も大分脱線が多く、甚しきは高六尺の軒檐を三、四尺以上も出張らしめ、平氣な所も大分ある、夫れ故道路の三間幅が、上空六尺以上に至れば二間位になり、市街をして甚しく狹隘且つ陰鬱ならしめて交通の障害容易ならざるものがある。

左側通行の厲行は、交通整理、秩序保全に在ることは勿論であるが、殊に甚しき交通妨害は道路上に於て荷車を置き去り或は荷造荷解の作業をなし或は子供の遊戯場たらしめ或は市街を横隊になつて歩くことである、之等は各個人が公共の爲め、自ら注意せられむことを望むで止まざる次第である。

二 道路衛生

道路の不潔は、公衆衛生と密接な關係があるから、道路の掃除、下水の浚渫は最も必要である、殊に八百屋が野菜類を道路に陳列し、或は魚屋が道路に洗汁を流し、洗濯を汲み取らぬ爲め、隣家は勿論附近一帯に惡臭を放たしめて平然たるは衛生思想及隣保公徳感念の缺乏せる實に困つた次第である。

道路に光線が直射する様にし常に道路に水溜等な状態に保持することは獨り歩行者の爲め必要なのみならず、道路自體の保存の爲めに、又公衆衛生上に於て最も必要である、殊に交通頻繁な道路には、各人の交通と共に結核患者の咯きし、痰唾等、因て、黴菌が撒布せらるゝ譯である、凡そ如何なる菌と雖も、日光に直射せしむれば、死ぬぬものはない、故に太陽が道路に直射すれば、自然に消毒せられ、病の傳播を防ぐから、衛生上非常に宜ろしき次第である。

之れに反し常に湿氣を帶びた所には、黴菌の死なぬ計りか却つて繁殖するのである、山陰道地方は殊に雨量多く、本縣の如く盛夏の外は殆んど乾燥することの少き道路は、可及的此光線を受くる様にしなければならぬ、軒檐の出張りのみならず、道路に翳し掛けた竹木にして土地の疆界を踰ゆるものは、交通上及道路保全上、また衛生上各所有者に於て伐採しなければならぬ。

尤も此の疆界線を踰ゆる竹木を伐採することを得ることは、縣令のみならず、民法に於て既に規定せ

られ隣地の所有者より、之が伐採を請求することが出来るのであるから、各人に於ても各々此の點に就て、注意断行せられんことを望む次第である。

三 市街風致

市街の風致に付ては、本則に於ても「街路に臨める屋根物干又は窓手摺等凡て公衆の目に觸れ易き場所に檻樓其他見苦敷物品を置くべからず」と規定し。又廣告物取締法第一條にも「美觀又は風致を保存する爲必要なりと認ひるときは命令を以て廣告物の表示其他之に關する物件の設置を禁止若くは制限することを得此命令に違反したる場合は除去を命じ且つ拘留科料に處す」との規定ある如く、市街地に於ては特に美觀を添へしむべく、風致保全の警察取締が必要である。然るに市内目貫の場所に、裸や腰巻などを憚なく乾かして居る所も見受けられ、又屋根に掲げし廣告等にも卑猥なや腐朽して風致を害して居るもののが澤山ある。

四 水上警察

松江市は市街地としては、理想的に堀が縦横に貫通して、火災等の場合には、非常に便利ではあるが、

此の堀に安りに竹や材木を浮べ、或は石材等を投入し、或は汚物を棄てなどするものあるが爲め、沈没或は浮游して水の流通を阻み甚敷不潔である。これも河川堤防取締規則に依り、瓦礫塵芥其他汚穢物を投棄することを禁じ、又縣廳の許可なくして物を置くことを得ざる譯である。之に違反する者は三十日未満の拘留又は二十日未満の科料に處せらるゝことなるものであるから、此の點にも深く注意せられることを切望するのである。

以上は一般公道に關して、御話した譯であるが、國家統治權の作用たる警察權は、私有地と雖も及ぶことは皆様既に御承知のことである。

之を要するに、今回此の街路取締規則を厲行するに至りたる所以のものは、我輩本縣に着任し、始めて松江市に入りたる際、著しく視線に映じたる直覺の實行である、縣外より本縣に對して懷く所の感想は出雲の特色たる

イ 出雲大社

ロ 夷道湖及美保關なる山紫水明の境
ハ 名にし負ふ安來節の國廟である

予の松江市に對する慾望は、此の三大特色の調和を圖り、山陰第一の都會をして、益々向上發展せしめんとするのである。即ち出雲の國は古來、根の國と稱し、神代に於て大國主命の國土を經營し給ひたる由緒ある國であつて、之を他縣に比するに今尙歴然として神國の神國たる特色を保有して居る。又松江市は風光明媚なる宍道湖と中海の中間に位し、理想に近き都市の形體を具へ居るが故に、此の風光に合致すべき神々しく清き華やかな市街に之を美化せしめ、而して湖岸樓上國粹嘲曉たる安來節の美音を聞くに至らしめんか、足跡一度此地に至る者誰か、松江の美觀を叫ばざる者あらんやである、誰か山陰第一の都會として否第二の京都として、之を訪問せざる者あらんやである、是即ち予の直覺せし理想にして此の理想を市民と共に同心協力して實現せんと一大決心を懷き、以て實行する譯である、即ち道路取締は此の發展策の第一步であつて、決して氣まぐれに企てたる青天の霹靂ではない、予が着任勿々行李を解くに遑あらずして直ちに實行に着手したる所以のものは、宛も便所に在ること長ければ遂に其の臭氣

を感じざるに至るが如く、在住永きに亘りては遂に馴れて視覺に映ぜぬ様になるから、せめて此の直覺の癡痺せぬ中に、寸刻も早く此の計畫を實行せむと、今や不眠不休で努力して居る次第である。

次に島司郡市長及縣立各學校長へ發したる通牒を見るに

交通に關する件

紀律ある街路の交通整理が、獨り一般通行者に對し、便益なるのみならず、危害の豫防上に於ても亦至大の關係あるは殊更言を俟たざる處に有之候。然るに往々路上に於て危害の發生を見るは畢竟通行者交々右往左往に入り亂れ其の間一定の紀律的慣習なきに基因するを以て、茲に一定の紀律を設け左側通行の原則に據り之を厲行せんか叙上の危害を除却し得べきに付今回縣令第三十四號を以て、街路取締規則中に改正を加へ、車馬步行者共に街路の左側を通行すべき旨を規定せられ、尙之が違犯者に對しては科料の制裁を附せられ候、蓋し今日交通の實況に

鑑み將來の危害を慮り一般公衆をして交通の便益と危害豫防の觀念を喚起せしめ通行上に於ける紀律的習慣を強要せられたる主旨に外ならず候。就ては此際官吏吏員の率先して之を遵守すべきは勿論學校生徒兒童に對しても叙上の主旨に基き濫りに右側を通行し又は已むを得ざる用務の外漫然街路を横行し或は車馬道を通行し或は三々五々横隊となりて曲歩し、或は路上遊戯をなす等のことなく徹底的に左側通行の原則を恪守し進んで範を一般民衆に示すの覺悟を以て苟くも之が違反者を出すが如きことをなき様(充分の御訓誨相成度此段通牒候也)。(島司市長ニ對シテハ括弧内チ)其の部内各町村長及小學校長等に對しても該主旨の普及徹底を期せられ度此段通牒候也。

松江地方裁判所長 松江監獄典獄
松江稅務署長 松江郵便局長

商業會議所會頭 縣内各銀行會社首班

右宛左側通行に關する書翰には拜啓益々御清適の段奉賀候陳者當地方は風光明媚なるに反し道路甚しく不整理にして交通亦不規律の狀態に有之候間今

に對し叙上の主旨の普及致候様御配意相煩度此段得貴意候 敬具

大正年月日 部長名

各警察官署長への通牒

街路に於ける車馬及步行者の左側通行を厲行するは交通整理上最も緊要の事に屬するに舊規定は牛馬及諸車は街路の中央を通行すべしとありて取締の目的に合致せず且つ步行者に對しては何等の規定なく只左側通行の注意を爲すに止まらず以て今回車馬歩行者共に左側を通行すべきことに改正せられたる次第に有之候就ては一般に左側通行の良慣習を馴致すべき様取締を厲行し濫に右側を通行し或は已むを得ざる必要あるにあらずして街路を横斷し又は漫然車馬道を通行するが如きことながらしむる様取締相成度尙本件左側通行の規定に違反したる者に對し制裁を附せられるも該制裁は取締の目的を達する方法手段たるに過ぎざるを以て之を處罰するは再三説諭するも之を遵守せざるのみならず却て反抗的態

度を探る者に對し萬不得已場合に限るの主旨に有之候條違反者に對しては可成説諭を加へ將來を戒飾せらるべき要是取締上の效果を收むるに在ることに特に留意相成度依命此段及通牒候也。

年月日 部長名

◎道路取締令施行後の施設事項

一 交通取締專務巡查の活動を敏捷ならしめ、且つ民衆をして交通整理巡查たるの認識に便ならしむる爲、其の帶刀を短剣に改め尙從來の如く左腕に綠地に白線二條入の腕章を附せしめ之が取締に從事せしめたり

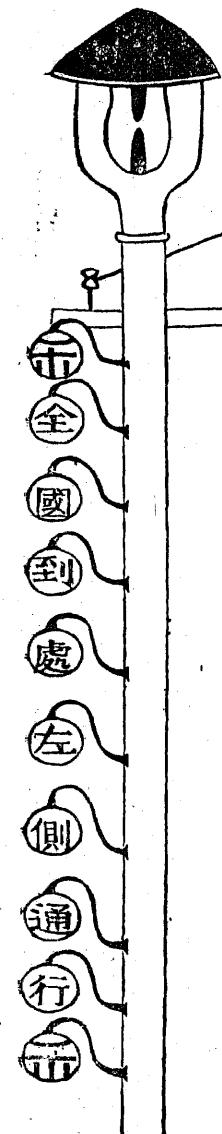
二 自動車の運轉手、乗合馬車の駕者、荷馬車輶、人力車夫等を集め、又は民衆集合の機會を利用し、取締令の趣旨及其の厲行を説述し、普く之が宣傳を爲せり

吏派出所、町村役場、青年會等の掲示板及停車場汽船發着場劇場湯屋理髮店等の如き民衆の出入頻々たる場所並衆目に觸れ易き場所に掲出せり

四 各警察官署に令し毎週一回交通整理日を定めしめ巡査を配置して、交通最も頻繁なる場所に於て、交通の整理を實行せしめつゝあり

五 各警察官署長をして別記小官の講演に據り縣下各小學校兒童に對し道路取締令の趣旨を演述宣傳せしめ、且つ其兒童を通じて家庭並一般縣民に周知の方法を講じ、尙松江市内の中等學校及各小學校學生兒童に對しては小官自ら別紙口演書の通り徹底的に之が宣傳を爲せり

六 警察部に於ては八束郡秋鹿村小學校奥原訓導に囁かし、別記小官の講演要旨に基き、左側通行宣傳歌を作製せしめ下記様式の左側通行旗と共に之を



八 演劇を利用して道路愛護の感念及左側通行の宣傳を試み、松江市 今市町 平田町 枝葉町等に於て之を行はしめたるに、民衆に對して多大の感動を與へ其效果亦顯著なるを認めたり

松江大橋、出雲大社、美保關、宍道湖等を背景とし、山陰風俗、安來節、さては繪説ひ等を添綴せる新脚本（演劇時間二時間餘の活・悲喜劇）は自百十一页至百十四頁にて三幕五場として揚載せり。

大要左の如し

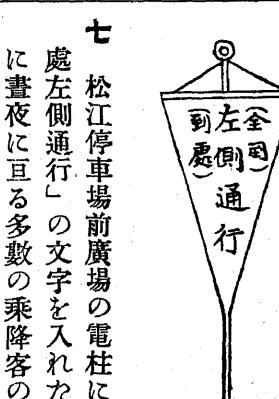
第一幕 川口銀行支那人室
第二幕 松江市大橋際の場
第三幕 出雲大社大前

九 交通宣傳日は、之を各署に於て任意に行ふものと警察部に於て毎月隨時日時を指定し縣下一齊に行ふものとの二種に分ち、交通整理を續行しつゝあり、縣下一齊の宣傳日に在りては、各警察官署一定の指示に基き競ふて各種の施設を爲せり

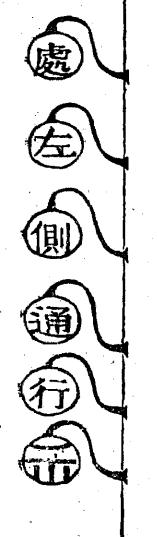
其の施設事項左の如し

- (1) 樞要地點に巡査を配置して左側通行並避讓方法の宣傳を爲さしむ

全國道路取締の狀況に就て



七 松江停車場前廣場の電柱に左圖の如く「全國到處左側通行」の文字を入れたる電燈を取付けたる隊に分ち左側通行旗を打振りつゝ宣傳唱歌を高唱して其の範を示せり



(7) 前記同様社會奉仕の意味に於て小學校兒童を數隊に分ち左側通行旗を打振りつゝ宣傳唱歌を高唱夜に亘る多數の乗降客の注目を惹き普く民衆に對して能く左側通行の觀念を普及せしめ之が宣傳上其の效果顯著なるを認めたり

認めたるを以て尙毎週一回續行しつゝあり

八 縣下の各小學校に配付し、鐵道唱歌の音譜に依り、毎週の交通整理日には、必ず縣下全部の小學校兒童をして隊伍を組み之を歌はしめ各自に左の宣傳旗を携揚せしめ、教師之に付添ひて左側通行左の範を示しつゝ通行せしめたるに、之に對する民衆の感激不尠、其の效果顯著なるを認めたり

九 縱に左側通行旗を交叉して掲げ五色の「モール」を以て裝飾を施し、路上の整理及撒水に就ては消防組青年團在郷軍人等に於て各區分し之に警察努めたり

樞要地に在りては當日自動車の前部に左側通行と記したる旗を交叉して掲げ五色の「モール」を以て裝飾を施し、路上の整理及撒水に就ては消防組青年團在郷軍人等に於て各區分し之に警察努めたり

官を分乗せしめ左側通行の範を示しつゝ別紙左

側通行宣傳唱歌を撒布して終日宣傳に努めたり
松江市 今市町にありては、其當日左側通行と
記したる旗及多數の宣傳唱歌の印刷物を仕込み
たる煙火を打揚げ、空中にて撒布するの装置と
爲し、以て市民に左側通行の觀念を喚起せしめ
たり

松江市 濱田町今市町に在りては音樂隊をして

宣傳ビラを撒布しつゝ市(町)内を練行して一般
に宣傳したり

(9) 松江市今市町に在りては巡査派出所及樞要の箇
所に夜間

(10) 提燈を掲
揚して左
側通行に
關する觀
念の振興に努めたり

(11) 宣傳當日縣下の各市街地に在りては社會奉仕の
有志者等自轉車にて左側通行旗を掲げたる假裝
の行列をなし左側通行の模範を演じ著しく民衆
效果顯著なるを
認めたり

の注目を惹き多大の効果を示せり

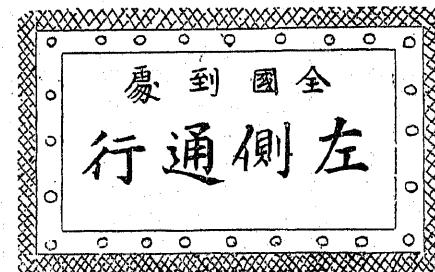
松江市に在りては、宣傳當日道路の中央に石灰
を以て、中央線を劃し、通行者をして左、右兩
側の觀念を明確ならしむるやう努めたり

松江市に在りては圖の
如き左側通行のイルミ
ネーションを市内數ヶ
所の路上中空に掲げ、
以て左側通行觀念の敏
感に資せり

(12) (製法) 紙縁は杉葉を
以て飾り其内側
に電燈を取付く

(13) (14) 松江市に於ては松江驛
前其他市内數箇所に長
サ一丈三尺の白布に左側通行と大書したる大旗
夜間は燈函を掲出せり

(15) (製法) 箇に寒冷紗を張り内部に點燈す
松江市及今市町の交通最も頻繁なる場所及停車
場前廣場の中空に圖の如き球燈を掲げたるに著



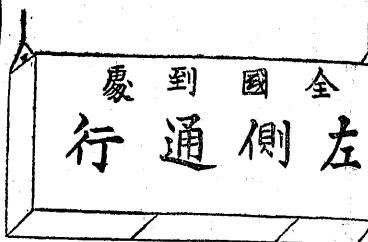
(11)

(10)

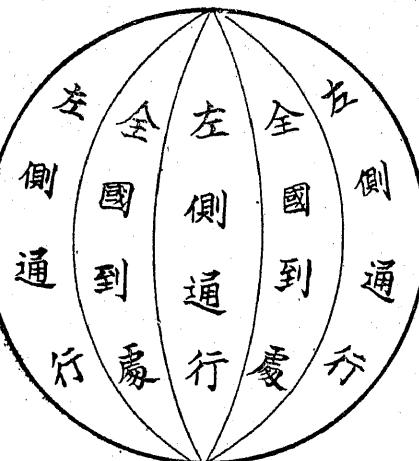
(9)

(8)

しく通行者の目
を惹き夜間の如
きも何等交通上
の事故を出さず
效果顯著なるを
認めたり



圖之 (14)



圖之 (15)

を惹き夜間の如

きも何等交通上

の事故を出さず

效果顯著なるを

認めたり

道路取締摘要

島根縣

道路は左側を通すこと

歩道と車道との區別ある所では其區別に従つて通ること

歩道と車道との區別なき所でも道の左側を通ること

隣伍神輿葬列及び其の他の行列は車道を通ること

小兒車は歩道を通ること

道路にて行進ふときは互ひに左に避けること

道路にて牛馬諸車等が前者を追越すときは合図し前者は左に

よけ後者は其右側を通ること

消防車 駅便車 神輿 葬列等に對しては左に避けること

道路の交叉點や曲角や道路を横切る時には左側の機関に通ること

道の左側より右側に移らんとするとき

(1) 道路にて牛馬諸車等が前者を追越すときは合図し前者は左に

よけ後者は其右側を通ること

(2) 十字路又は三叉路を右に曲らんとするときは大廻り

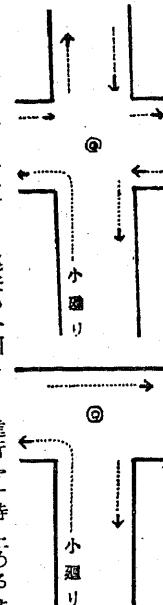
◎は中央點

大廻り

大廻り

(3) 十字路又は三叉路を左に曲らんとするときは小廻り

◎は道の中央點



(4) 十字路又は三叉路にて巡回の合図により進行を一時止める時

には前の通路の妨害とならぬ様曲角の手前とまるること

又 牛馬諸車等が雜沓の場所を通る時は合図をなし、徐行すること

ル 牛馬諸車等は夜間燈火をつけて通ること

ヲ 道路にて自動車、人力車、荷車等に人を乗降せしめ又は荷物の積み卸しを爲すときは車體を進行する方向に向け道の左端に近く寄ること

ワ 路上にて荷解き荷造りせぬこと

力 道路上に商品塵芥箱其他の物件を置かぬこと

ヨ 道路上にて自轉車の稽古や自動車または乘馬等の稽古又は曲乗などせぬこと
最近の一例 十二年七月二日晝過ぎの事である東京市京橋區月島東仲通二丁目五番地青佐義兵方小松輝夫が當年五歳になる青佐繁と自轉車に同乗二丁目七番地附近に到るや前方より日本橋區米澤町三ノ五自動車會社の三三四一號貨物自動車が疾走し來れる爲め之を避けんとする一刹那繁(五歳)は轉落して自動車の下敷となり胸部を擦

かれて重傷を負ひ手當の甲斐なく死亡せり

タ 道路上に於て煙火、空氣銃、吹矢などを弄び又は戰爭遊戯等をなし

危險なことをせぬこと

レ 通學の往復には馬車、自動車の往來に氣を付け又は汽車電車などの踏切或は水邊斷崖工場附近若しくは道路工事中の箇所に於て

は注意して通行すること

最近の實例 十二年七月九日正午頃神戸發大阪行阪神急行七十七號が神崎停車場の西方約四丁なる踏切に於て大阪府豐能郡庄内尋常高等小學校一年生西尾ふぢ子、同森本文子、同樋口百合子、同岡島もり子等四生徒の學校より歸宅中に撲殺の惨事を惹起せり

リ 道路上にて子供に遊戯をなさしめ又は附添人なく幼兒を獨り歩きさせぬこと
最近の實例 十二年六月二十九日朝十時頃東京市本郷八重垣町十五番地米穀商田中亟重長男某當年四歳が振袖を着飾りて自宅附近を嬉戯せる折柄大塚神明町行電車一九四九號に觸れズルゝと引摺らるゝや同番地居住小堀勝太妻はるは健氣にもはなを救ひ取らんとして却て兩股を蹴断され大學病院に搬ぎ込み手當中なるも危篤なり道路上にては、保護者なくして幼兒に道路を歩かせ又は遊戯を爲さしめざる規定(道路取締令第三十五條)前號參照あり。
子女を持つ父兄の注意を要望してやまぬ次第である。

交通宣傳劇 筋書 (活、悲、喜劇)

第一幕 川口銀行支配人室

登場人物
 川口銀行頭取 川口元通
 同銀行支配人 木尾探武
 同銀行給仕 鳴門行三
 同銀行小使 岐井頑助
 同小使の娘 春子
 同銀行抱車夫 福野早吉
 連人搬夫人 大石久太
 連人査夫人 輕勝
 連人巡白夫人 部秋人

第一幕 川口銀行支配人室
 同かへし 同銀行小使岐井宅の一夜
 第二幕 松江市大橋際の場
 同かへし 悲喜交錯す岐井宅の一夜
 第三幕 出雲大社大前
 計 三幕 五場

同かへし 乾井頑助社宅の場

第二幕 松江市大橋際の場

一一二

給仕 鳴門は『道が良くなりや 掛りも安く

自然 生活も樂になる』コラサと舗拥ひの

節面白く銀行の裏手なる頑助の社宅に近づき来る

小使の娘 春子は鳴門の唄を聞きつけて立出で『鳴門さんお父さんは未だ歸つて來ぬが途中で間違でも出來たんじやないでせうか?』

給仕 鳴門『僕が春さんに尋ねに來たのに……僕に聞いたつて判るものか、支配人は頑助の奴また途中で酒でも呑んで居るのだらうとブリくして居ますよ

早やく歸つて呉れぬと困るなア』

チリチリチリン

電話來

給仕 鳴門『ハイ……ハア! 私は鳴門で御座います……

ハア……早吉をお迎ひに……ハイ早速……カシコ

マリマシタ』

給仕 鳴門は『頭取のお迎ひ』と千高に呼はる

車夫部屋より『ハア!』と早吉の聲聞ゆ

川口銀行の乾草夫 福野早吉は頭取を迎へに赴く途中にて小使乾井頑助が微薰を帶びて道路を右に左に歩るき來り突き當る

車夫 福野早吉は頑助に向ひ道路を『く』の字なりに歩ると危険である、左側通行の新令が發布され其守るべきの必要な事や銀行では支配人はじめ春さんや給仕まで心配して居るから早く歸るが宜敷い、それを使ひの途中で呑むなどは全く宜しくない』と言ふや

頑助は聞き入れず『人に突き當つた上に吹き上の灰殼ならまだ好いが卵の殼奴 酒錢の二分(五十錢)も出して謝まれ』と早吉に迫り トド兩人口論を始め活劇を演ずるに至る

トコロニ 巡査 白部秋人巡廻し來り頑助に道路取締令と交通觀念につき惇々と説諭して過ぎ行く

頑助は一時納得したるが如くなりしも、性來頗る頃眼にして聽入れる模様なく瀧面して下手の方へ入る

福野早吉は乾井頑助をして何とか矯正すべき良き方

法はなきかと腕拱き首傾げて思案に耽る折柄

上手より頭取 川口元通 重要書類入鞄を携へ出来るも早吉は之れに氣付かず

頭取はフト早吉の様子を見て不審を抱き、聲かけて之を訊せしに

早吉は夢より醒めたるが如く はじめて我に歸へり

『實はお迎の途中に於て、斯くの次第なりと一伍一什を述べて迎の遅れたるを謝し且つ懲ふる所あり。

頭取 元通は『好し』と首肯を何か思慮ある様子にて車に乗りて入る 幕

(此幕間 十分間別記道路唱歌演奏)

同かへし 悲喜交錯す乾井

宅の一夜

全國道路取締の狀況に就て

茲に於て頭取元通は頑助の改心を神佛も照覽ありて娘の負傷は拭ふが如く愈へ元通りの春子なりと告

ぐれば頑助の改心と信仰愈々深く鳴門行三福野早吉

の兩名近寄りて綱帶を解けば

中より道路改良

左側通行

開通祝賀

道路愛護

公德善導

交通保全

等の文字入彩旗現はる

やがて娘は起床して頑助の手を握り父娘共に喜こびの涙に泗ぶ

頭取以下皆も亦よろこび これより一同彩旗を携

へ大社に御禮詣りと出掛け

第三幕 出雲大社大前

舞臺は爛漫たる櫻花の春宵 金燈繪馬燈 石燈籠

など立ち並ぶ中を 一同が石壘の參詣道を歩むにも

左側行く慎ましさ やがて參拜も了へ頭を回らせば

右には月光映つす水明の宍道湖 左は綠媚び紫匂ふ

美保の關

玉を轉ず聲の主は抑も誰ぞ 神人か巽乾か 名曲安來節の美音神苑に謠ゆ一同之れに和して踊り喜こぶ 所ヨロシクやりて賑はしき演奏裡に歩出度大圍圓

道路公德四則 山形縣

道路の清潔は病源菌驅除

塵埃汚泥は病源菌を傳せしむ、殊に市街地に於ては呼吸器及五感を冒さるゝ者の率は最高なりと、生命保險醫師協會は報告せり

人に迷惑かけ無いやうに

已れ先づ注意して人道を守れ、これ交通を安全ならしむる第一要素にして交通事故は從つて減却されん

人は人道、車は車道
そして互に左側

左り行くのが人の道

「道路ヲ通行スル者ハ左側ニ依ルヘシ」
右道路取締令は大正十年一月一日以降施行にかかる

公序を重じ危険を防げ

道路取締令中珠に第十一條第十四條第十九條第二十條第二十一條第二十二條第二十三條第二十五條第二十六條を遵守せば未然に危險を防止し得ん、違反者は罰則に依り處分せらるべし

上長部は圖百變愛媛内縣
右道路取締令は大正十年一月一日以降施行にかかる